

こども大綱：こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定

- ◆ こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。既存3大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱）の内容を含む。（法第9条）
- ◆ こども政策推進会議（総理を長とする閣僚会議）が案を作成し、閣議において決定。推進会議は、案の作成に当たり、こども、こどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。（法第17条）
- ◆ こども家庭審議会を活用（こども若者などから意見を聞きながら大綱に向けた意見を取りまとめ）。

現時点で想定されるスケジュール

内閣官房	令和4年9月 ↓ 令和5年2月 令和5年3月	こども政策の推進に係る有識者会議（第6回） こどもまんなかフォーラム、関係団体・有識者との対話 大臣による視察・意見交換
		こども政策の推進に係る有識者会議（第7回） こども政策の推進に係る有識者会議（第8回） こども大綱の検討に向けたこども家庭庁への申送りを取りまとめ
こども家庭庁	4月	こども政策推進会議（大綱の作成方針の決定（こども家庭審議会の調査審議を踏まえること等））
	5月中 ↓ 夏頃	こども家庭審議会によるこども大綱に向けた意見案（素案） <i><骨太の方針></i> こども家庭審議会委員による公聴会（国民全般/こども若者）
	秋頃	こども家庭審議会においてこども大綱に向けた意見の取りまとめ
	年内	こども大綱の案の作成、パブコメ（国民全般/こども若者）・こども若者からの意見聴取
		こども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定
		こども白書（年次報告）の国会提出

こどもまんなかフォーラム等について

こどもまんなかフォーラム

- 大臣（若しくは副大臣・政務官）が車座で、こどもまんなか社会の実現に向けた期待やこども家庭庁に取り組んでほしいことなどについて、こども、子育て当事者、NPO等から対面/オンラインでヒアリング（各回1時間程度）
- ・ **こども**：①小学校高学年及び中学生、②高校生及び18歳から20代のユース世代
内閣府が実施するモニター制度（ユース政策モニター）のこども・若者から選定（ファシリテーターつき）
 - ・ **子育て当事者**：子育て当事者団体や子育て支援団体から選定
 - ・ **民間団体等**
子どもの健やかな成長、困難を抱える子どもの支援に携わる民間団体等
若者が主体となって活動している民間団体等

関係団体・有識者との対話

- こども政策の充実に向けて求められることなどについて、経済界・労働界、財政・社会保障や人口減少・持続可能な社会の在り方に係る学識者と意見交換（各回1時間程度）
- ・ **経済界・労働界**
 - ・ **学識者等**：財政・社会保障、人口減少・持続可能な経済社会

大臣による視察・意見交換

- 様々な現場を視察し、こども若者や関係者と意見交換

- こども・若者を対象に、こどもまんなか社会の実現に向けた期待やこども家庭庁に取り組んでほしいことなどについて意見募集

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書【概要】

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

- 少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。
- 児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

II. 今後こども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

○こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。
○政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

- 若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実
- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援
- 地域子育て支援
- 家庭教育支援
- 妊産婦やこどもの医療
- 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上
- 全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実
- 多様な体験活動の機会づくり
- 居場所づくり
- こどもの安全を確保するための環境整備
- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援
- 自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、
固定観念の打破
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策（続き）

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- 社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- こどもの貧困対策
- ヤングケアラー対策
- ひとり親家庭への支援
- 障害児支援の充実
- いじめ・不登校対策
- 自殺対策
- 非行少年の立ち直り支援

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

- 児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- 必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援
- 関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
- こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- 安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

- 地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上で、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

【参考】こども政策の推進に係る有識者会議について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

＜構成員・臨時構成員＞

[構成員]

秋田喜代美	学習院大学教授	◎:座長
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	○:座長代理
○古賀 正義	中央大学大学院教授	
佐藤 博樹	中央大学大学院教授	
◎清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問	
宮本みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授	

[臨時構成員]

青木康太朗	國學院大學准教授、 独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
菅野 祐太	認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官
北川 聰子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表
谷口 仁史	認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
辻 由起子	大阪府子ども家庭サポーター、社会福祉士
土肥 潤也	NPO法人わかもののまち事務局長
中島かおり	NPO法人ピッコラーレ代表理事
中室 牧子	慶應義塾大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
前田 晃平	認定NPO法人フローレンス代表室長
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
山口 有紗	子どもの虐待防止センター、 小児科専門医、子どものこころ専門医
山口慎太郎	東京大学大学院教授
吉村 隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
李 炯植	NPO法人Learning for All 代表理事
渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

＜開催経過＞

○第1回 令和3年9月16日(木)

- ・構成員報告
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第2回 令和3年10月18日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第3回 令和3年11月8日(月)

- ・臨時構成員プレゼン・意見交換

○第4回 令和3年11月10日(水)

- ・清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
- ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ・取りまとめに向けた議論

○第5回 令和3年11月19日(金)

- ・取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（7月～11月）し、
その概要を第2回・第3回有識者会議に報告

※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、
その概要を第4回有識者会議に報告